

ビジネス法学科ジャーナル

第 13 号



[編集発行] 大阪経済大学 経営学部 経営・ビジネス法情報センター
〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8
TEL. (06) 6328-2431 (代表)

この学部、学科に誇りを持って、BLICを活用しよう！

—センター長あいさつにかえて—



大阪経済大学 経営学部
ビジネス法学科 教授
北村 實 (きたむらみのる)

研究テーマ：民法、契約法

(新学期を迎えて)

新学期を迎え、私自身なぜか例年以上にワクワクしながら授業を始めました。一つは、定年を考える年齢になったからか、学生がみんな可愛らしく見えます。こんな可能性いっぱいの若者たちに私が勉強してきたことや経験を語ることができる「教員」という仕事に就いて良かったと、改めて思っています。(次ページへ続く)

CONTENTS

▼編集後記

P. 20

▼講義のご案内 「経営と法の融合」

P. 19

▼若いみなさんに向けて
(ペネームK・Mさん)

P. 18

▼特許の仕組みと特許事務所の役割
(眞島 宏明)

P. 16
§ 17

▼平成二五年度 堀竹ゼミ裁判傍聴記
(堀竹 学)

P. 14
§ 15

▼一生懸命仕事をすることは
「世界最強に通じる?」
(井形 浩治)

P. 12
§ 13

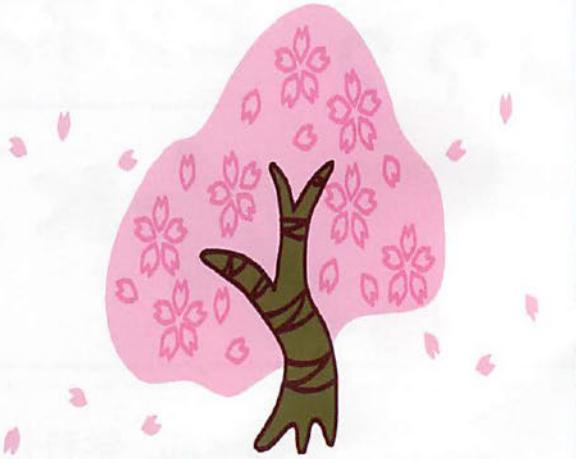
▼経営学部新任教員紹介

P. 5
§ 11

▼新センター長挨拶
(北村 實)

P. 1
§ 4

ビジネス法学科の本誌編集員からメールでこの原稿依頼をうけました。丁寧な気持ちの良い文面でした。おそらく聰明で元気な女子学生でしょう。先日2年生対象のゼミ募集があって何人かが会いに来てくれました。その一人は去年から私の民法入門の授業でよく知っている男子学生でした。彼は、中学時代に学校に行かなくなり単位制高校を卒業してビジネス法学科に入学したそうです。授業中よく指名していたのですが、抜群に民法理解が早い。大学での積極的な生活がきっと彼らを成長させるでしょう。



もう一つは、本学のキャンパス、校舎がきれいになって、授業環境がとても快適になったことです。2009年から5年にわたるキャンパス整備、校舎開発の責任者でしたので、仕上がった感激も含まれています。

(新D館)



(経営と法の融合、ビジネス法)

ところで、このような快適なキャンパス風景は、主なもので言えば三つの契約から成り立っています。一つは皆さんと大学（正確には学校法人）との在学契約、もう一つは私達教職員と学校法人の雇用契約、そしてゼネコン（総合建設会社）と学校法人の建設請負契約です。皆さんを感じる「良い・良くない授業」を総体としてどう改善するか、私たち教職員の給与や待遇はこれでよいのか、適正金額でより良い建設を進めようとするのに「私的」とも思える横槍を入れてくる人にどう対処するか。大学の経営・運営は全体としてこれらのバランスの上に進むのですが、その経営・運営を担う学校法人と大学の各組織においてガバナンスはうまく機能しているか？

これらを単に学生募集、教育、キャンパス建設、そして経営という言葉ではなく各契約や法的関係として捉えることができると、新しい判断力と行動力が生まれます。皆さんは、まず自分の位置を在学契約の当事者として考えることから始めるといでしよう。（次ページへ続く）



(学部、学科とセンター各事業の役割)

2002年から準備を始め2004年にビジネス法学科を開設し、翌年にこのセンター、BLICを設けました。「経営と法の融合」という学部の教學理念も「そのころ」形成されました。「そのころ」わが国の法学教育はロースクール設立流行りでした。裁判や弁護士の仕事がもっと増えると考えられたのです。「そのころ」(今もですが)企業社会では日々様々な不祥事が批判され各企業の興廃を決定付け、さらには多くにビジネスパーソンの苦悩を生んでいました。私たちは、裁判の扱い手よりも法的思考、能力を重視し社会と調和するビジネスの扱い手を育てることを構想しました。BLICは、そのような学部、学科の目的と関係してビジネス社会と大学の研究、教育の接点とする意図から作られました。

「経営と法セミナー」はビジネスパーソンと学生に向けて開かれます。「経営ビジネス法研究会」は教員と各種専門職、ビジネスパーソンが研鑽する場です。今年から「ビジネス法律相談(無料)」を始めますが、これは社会貢献とともにビジネス法実務を教員が実習する場とも位置づけています。他方この「ビジネス法学科ジャーナル」こそは、学生が主体となって教員と各種の専門情報を交換する場です。



(皆さんへの期待)

皆さんはこのような学部、学科を選んでくれたのですから、この特徴を十分活用してください。普段の授業に加え、BLIC事業にも積極的に参加して皆さんの学生時代をより豊かにしてくれるよう期待しています。

BLIC 会員登録

- 1 登録は原則として会社等の団体単位でお願いします。個人で登録される方も、会社等団体の了解を得てください。
- 2 セミナーや相談会は、どなたがご利用、ご出席いただいても結構です。会員には、研究会、セミナー、相談会等の案内、ビジネス法学科ジャーナル等を随時メール送信いたします。
- 3 会費は無料ですが、資料代実費等が必要な場合があります。
- 4 登録方法は以下のアドレスに、必要事項①企業等名称②連絡先メールアドレス③担当者氏名、職名④ご要望等をご記入の上、お届けいただき登録の可否等を10日程度で返信いたします。

メール blic@osaka-ue.ac.jp

新事業 ビジネス法律相談(無料)スタート!

まずB L I C会員登録を!

会社や各種団体の大小様々なビジネス法課題に、ビジネス法学科教員を中心に一人またはチームを組んで相談に応じます。ビジネス課題の法的検討の一助としてご利用ください。また必要に応じ、関係弁護士、弁理士、不動産鑑定士などの各専門事務所への引継ぎ、紹介をいたします。



(コンタクト)

大阪経済大学代表(06)6328-2431 にお電話いただき、経営・ビジネス法情報センターをお呼びください。

※ 相談内容に応じ、相談員、相談チームを決め相談日時等を連絡いたします。

(相談に応じかねるケースもあります。)

※ 相談会、検討会を行います。必要に応じ、関係専門事務所に紹介いたします。

(ビジネス法律相談 担当教員)

| | | | |
|-------|------------------|-------|--------------------|
| 井形 浩治 | (教授、コーポレートガバナンス) | 黒田 尚樹 | (准教授、契約法・民法) |
| 池島 真策 | (教授、会社法・商法) | 藤嶋 肇 | (准教授、会社法・企業取引法) |
| 大橋 範雄 | (教授、労働法) | 堀竹 学 | (准教授、担保法・民事訴訟法) |
| 北村 實 | (教授、契約法・民法) | 眞島 宏明 | (准教授、知的財産法・ブランド戦略) |
| 木村 俊郎 | (教授、民法・損害賠償法) | 伊藤 公哉 | (講師、租税法・ビジネス法) |
| 國友 順市 | (教授、会社法) | 古賀 敬作 | (講師、租税法・ビジネス法) |
| 栗城 利明 | (教授、経済法・独禁法) | 橋谷 聰一 | (講師、不動産法・信託法) |



新任教員のご紹介

この春、大阪経済大学の経営学部に着任された新任教員をご紹介します。
またその中から、5名の先生に寄稿していただきました。

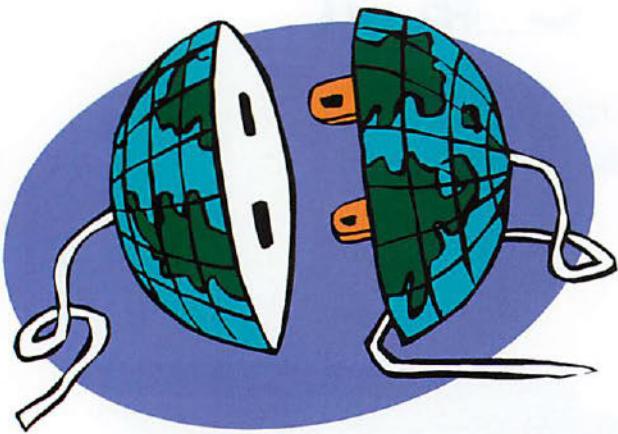
**大阪経済大学 経営学部
ビジネス法学科 講師
古賀 敬作（こが けいさく）**

研究テーマ：租税法

この4月1日に経営学部ビジネス法学科に着任しました、古賀敬作（こが けいさく）、といいます。出身は吉野ヶ里遺跡（弥生時代中期の大規模環濠集落跡）や有田焼（日本で最初に焼かれた陶器）があるところで有名な？九州の佐賀県です。が、大学、大学院、そして大学院修了後の6年間、と長く関東（東京、神奈川（横浜））のほうで生活を送りました。去る3月28日の夜、わたしは新居のマンションに東京から引っ越ししてきました。ところが、リビングに照明がないことにそこではじめて気付き、暗闇の中、何もない部屋で一夜を過ごし、赴任早々、極度のホームシック？に陥ったことは、忘れられない思い出です（笑）。

わたしの専門分野は、租税法です。ここで、少しだけ租税法という学問分野についてお話しします。租税法は、法律学の他の分野に比べると、比較的新しい学問分野です（金子宏（2014）『租税法 第19版』p.iii参照）。本格的に、この租税法の研究と教育が日本ではじまったのは、昭和20年代中頃からです。戦後間もない昭和24年にGHQの招きでアメリカから来日したシャウプ税制使節団のその日本税制報告書は、「税法の講義」について、「各大学の法学部においては、税法の講座を独立の科目として設けるべきである」ことを勧告書の中にとり入れたのです。とはいって、当時の大学のカリキュラムはヨーロッパ大陸（就中ドイツ）の影響を受けており、そのせいか、日本の租税法は一般的にいってドイツ的であり、租税行政法（行政法各論の一分野として）が中心であった、そうです。今日では、租税法は独立の法分野と考えられるにいたっています。これは、租税の問題がわたしたちの生活ときつてもきれぬ関係にあり、租税とは終局的にはいろいろな私的取引にいかなる納税義務が伴うかという、納税義務（租税債務）の中身であるとわかるからです。租税法が独立の法分野であるとは、換算すれば、租税債務を中心とする租税法律関係の体系的理論的法分野である、ということです（もっとも、租税債務を徴収する手続は行政手続に他ならないので、その分野では部分的に行政法とだぶっています）。（次ページへ続く）





コンピュータ・プログラム取引の課税のあり方について、米国裁判例・米国著作権法・米国統一商法典上の取扱いを見つつ、それらと日本法との比較法分析を行い、税法と私法との擦り合わせ（距離感）を検討しました。



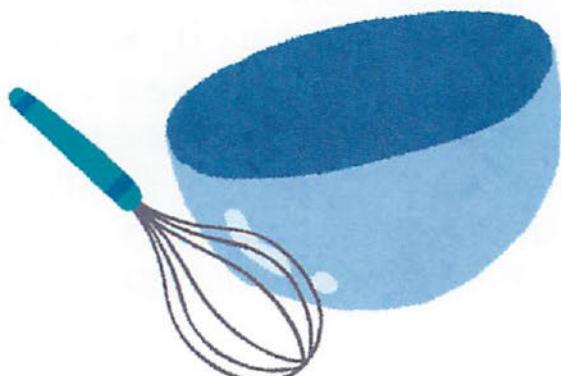
さて、このような租税法の分野において、これまでわたしが行ってきた主な研究をここで俯瞰的に紹介します。産業構造の変化に伴う経済のソフト化における我が国の租税法制のあり方というグランドデザインをもって、主に法制の史的展開や諸外国との比較法分析を基軸とし、種々の研究を進めてきました。具体的には、情報技術革新等に基因する私的経済取引形態の多様化に着目し、著作権の使用料を中心とした所得分類の観点より日米間における

この研究の延長として、産業企業の生産要素の賦存の差異を惹起する国際貿易を規律し、経済のソフト化を反映する通商法と租税法制との照応関係において国家間における望ましい税源配賦のあり方

に係る法的評価規準を探求すると同時に、欧州における地域統合を素材として、そこにみられる加盟国間における税源配賦のあり方を考察し、結果として、EU法の税源配賦に係る効果的機能を欧州司法裁判所の事案を通じて検証いたしました。



最後になりますが、わたしの趣味は、ケーキづくりです（でした）。研究生活が慌ただしく、すっかりご無沙汰ですが。最後の最後に、一期一会を大事に！・学問に王道なし！を肝に銘じ、教育と研究に邁進してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



**大阪経済大学 経営学部
ビジネス法学科 講師
伊藤 公哉（いとう きみや）**

研究テーマ：租税法

はじめまして。本年4月に経営学部ビジネス法学科に着任しました。専門は、租税法・国際租税法で、「税法」「法人税法」「ビジネス法入門」などの講義を担当しています。

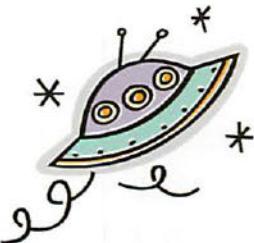
前職は長らく東京の監査法人（数千人の会計士がいる大きな会計事務所のようなところ）で働いていて、この3月に大阪に引っ越してきました。



大阪にきてみて驚いたこと

大阪駅がS F 映画の舞台のような空間になっていたこと

前職でもたびたび出張で大阪に来ていたのですが、新幹線を降りたら淀屋橋などのオフィス街に直行することが多く、大阪駅に立寄る機会はありませんでした。つい数年前まで2次元の何も代わり映えのしない駅舎だったところが、いつのまにか、S F 映画の舞台のような近未来空間に変わっていて、怪しげなサークル型のホールに吸い込まれていく空中エスカレータの光景は衝撃でした。エスカレータの上の方はどうなっているのだろうと思い、用もないのに上まで登り（上の方には高級レストランがありました）、そのままUターンして下に降りてきました。



自転車の数が多いこと

老若男女を問わず大阪の街での移動手段は自転車が基本のようで、大学でもJ館横の駐輪場は毎日大変な賑わいです（出遅れると満車で停められなくなる？）。私もさっそく自転車ライフを満喫しようと思い市内を少しだけ走ってみたのですが、自転車をこぐのは数十年ぶりだったため、翌朝ひどい筋肉痛になりました。



大学のキャンパスがお洒落な空間に進化していること

私が学生だった頃の世間一般の大学のイメージといえば、かなり年季の入った隙間風に入る建物に、教室には硬い木製座席（机と一体型）、配管むき出しの薄汚い食堂といった、世間の流れからとり残されてしまった残念なところという印象が強かったものです。ところが、本学は、太陽の光がふりそそぐガラス張りの教室に、KVCのようなITを駆使した教育インフラ、そしてキャンパス内にはイタリアのお洒落なカフェまでが出店（日本初出店らしいです）という充実ぶり。キャンパス内で映画のロケができそうですね。これだけ恵まれた環境ですと、勉強のテンションも高まること間違いないでしょう。

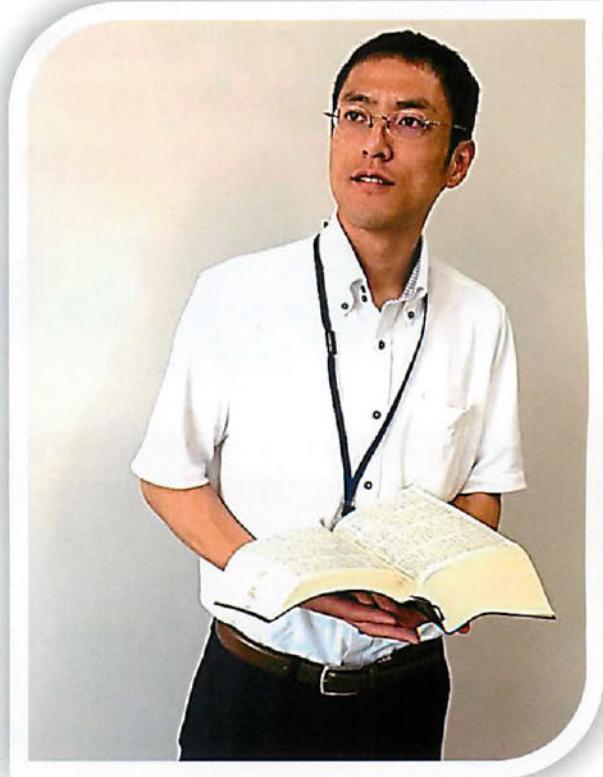
取り留めのない話になってしましましたが、どうぞよろしくお願ひいたします。

**大阪経済大学 経営学部
ビジネス法学科 講師
高橋 英 (たかはし えい)**

研究テーマ：行政法

ビジネス法学科ジャーナルでは初めてまして。高橋英 (たかはしえい) です。

大経大では、2012年度と2013年度に非常勤講師として「模擬裁判」の講義を担当させていただき、今年4月からは(期限付)専任講師とし採用していただいて、現在「ビジネス法入門」や「行政作用法」の講義を担当しています。



私は、午年（うまどし）生まれで、神戸児童連続殺傷事件や東電OL殺人事件が発生した年に大学1年生になり、21世紀最初の大学卒業生になりました。二回り目の午年に3回目の挑戦で司法試験に合格し、三回り目となる今年は弁護士になって満10年になります。これまでに弁護士として取り扱った事件の中では、行政事件と労働事件が比較的多くありました。このような節目の年に大経大での常勤の機会を得られまして、大変光栄に思っています。



10年以上ぶりに大学に足繁く通うようになって、十年一昔、光陰矢の如し、という言葉の意味を実感しています。世の中が大きく変わりました。大学のレポートを「書院」で作成していたことが懐かしく思い出されます。私が大学に入学した頃は、「ポケベル」が最盛期でしたが、今はすっ

かり「スマホ」ですね。私はいずれの使い方についても不案内です。世の中は変わっても、私と世の中との距離は昔のままのようです。人は簡単には変わらないということでしょうか。そうかも知れません。三つ子の魂百まで、という言葉もありますので。ただ、それは、人の性格には当てはまても、学芸の修得には当てはまらないでしょう。努力を継続すれば、大きく変わることができます。学生の皆さんには、学業に限らず大学生活を前向きに過ごすことによって、大きく成長することができるはずです。(次ページへ続く)



しかし、人生いつも前向きで順調というわけにはいきません。不安や悩みにも直面します。学生の皆さんのはうは、特に進路選択の場面で不安や悩みに直面することが多いかも知れません。

もっとも、私の知る限りでは、確固たる信念に基づいて進路選択ができなくても、問題ありません。ホンマにこれでええのかな、という悩みがある方が普通だと思います。少なくとも私自身は今も昔もそうです。

そんな私は、大学4年生の頃、当時所属していた会社法ゼミの教授に、「先生はなぜ会社法の研究者になられたのですか」と尋ねたことがあります。それに対する答えは、「特に会社法が面白いと思ったわけではなかったんですけどねえ・・・、でも、今思えば、必然だったのかなあ・・・」というものでした。その先生は会社法分野で有名な研究者でしたので、“確固たる信念に基づいてこの途を歩んできたのだよ”という答えが返ってくるのかと思いましたが、そうではなかったので意外に思い、それとともに、そんなもんか、と気が楽になったことを覚えています。



ちなみに、その発言は、ゼミ旅行のときに聞いたものです。授業中に聞いたその先生の講義の内容は、残念ながら今ではほとんど思い出せません。私は、そのころすでに法律でご飯を食べて行く途を選ぼうとしていましたので、今となってはもっとしっかり勉強しておくべきだったと反省しています。

というわけで、自戒の念を込めて最後に一言。

人生は振り返ればあつと言う間です。学生の皆さんには、大学生活では時間を大切にして、知識も生き方も貪欲に学んでいってください。



**大阪経済大学 経営学部
経営学科 准教授
尾身 祐介（おみ ゆうすけ）**

研究テーマ：企業分析

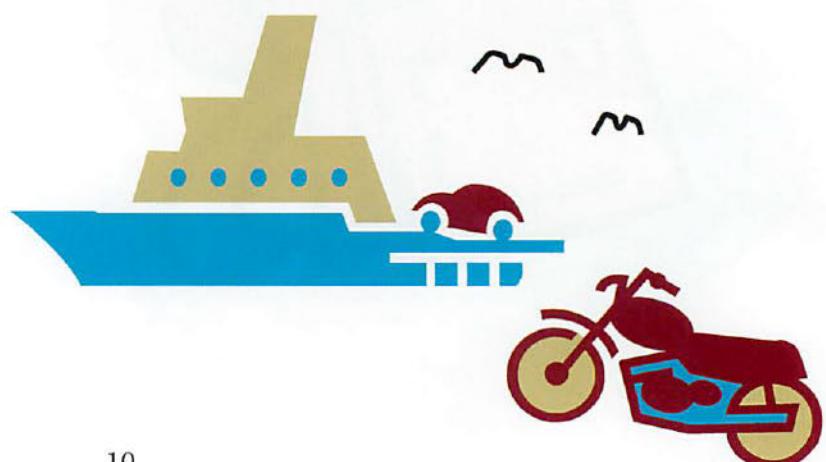
みなさんはじめまして。昨年10月に経営学部の准教授として着任いたしました尾身祐介と申します。あまり目にしたことのない珍しい苗字だとお思いになるかもしれません。英語にするとOmiになるのですが、厄介なことに海外の人のセンス的に人名としてありえない読みになってしまって、渡米の際に自分の名前の書かれたパスポートを見られて笑われることが良くあります（「おみ」とは読んでくれません）。一般的米国人は陽気でコミュニケーションの際によく笑うということは頭ではわかっていますが、さりげなくムカつきます。



専門分野は企業分析や企業価値評価になります。どのような組織構造にすれば、ないしはどういう行動を取れば企業の価値は向上するのか、ということを統計的な分析ツールを使って分析しています。企業は一国経済の成長のエンジンです。そのため企業の調子の如何によって一国の将来は左右されることになります。私は研究者としていくつかの組織に所属してきましたが、自分の研究が少しでも社会のためになればいいなあ、と思いながらこれまで研究してきました。

私の趣味はバイクツーリングです。年を取るごとに体力的にロングツーリングがしんどくなってきていますが、バイクに乗って風を切ることは大好きです。大阪は港からフェリーが出ているなど交通の便に恵まれているので、休みになったら西日本各地の温泉巡りをしようと目論んでいます。

それではみなさん、よしなにお願いいたします。



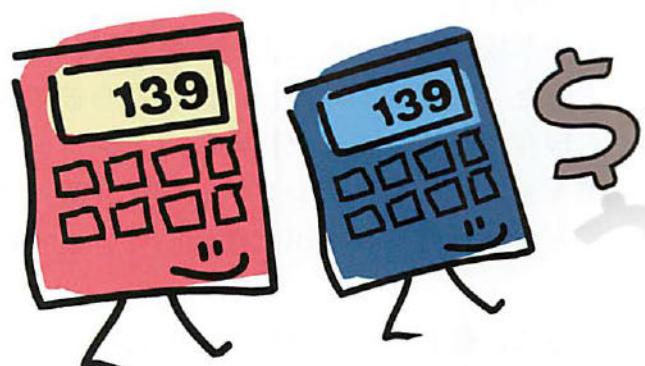
**大阪経済大学 経営学部
経営学科 教授
三浦 徹志（みうら てつし）**

研究テーマ：会計、
コストマネジメント



こんにちは。昨年10月に着任しました三浦徹志です。出身は地元北大阪です。振り返ると長年阪急の各沿線に暮らし、学んだり働いていることになり、ほぼ各駅停車で思い出があります。

それはさておき、専門は会計学・管理会計論で、企業等の組織構造と業績の関係に興味をもって調べています。教員になる前は、銀行と電機メーカーに6年ほど勤めました。そこで法人融資係及び商品企画部で仕事をした経験から、モノづくりをはじめとする企業経営内部で用いる財務・非財務の情報に关心をもち、コスト競争力や開発・製造の仕組みが業績に密接であることをしりました。とくに製品部門ごとの事業部制組織の経営計画（開発、収益・投資・資金予算）、投資利益率（ROI）、キャッシュフロー情報、あるいは資本コストを支払った後の残余利益、無形資産、企業価値などに興味が湧きました。



「利益」の概念も興味深く、営業利益関係だけでも NOPAT、EBITDA などとても多様です。目的・観点によって適切に扱う必要がありますが、日本と欧米では違いがあり、経営が長期的視点か、株主重視の視点か、などによって価値創出の姿勢も異なるわけです。グローバル経済の進展とともに、最近はソニー・パナソニック、シャープに代表される改革途中的わが国企業の組織的イノベーションにも目が離せません。

授業担当は、会計基礎論、管理会計論、原価計算論等です。ぜひ参加して下さい。



一生懸命仕事をすることは「世界最強」に通じる？

大阪経済大学 経営学部
ビジネス法学科 教授
井形 浩治（いがた こうじ）

研究テーマ：経営
コーポレートガバナンス

ジャーナルの原稿依頼を受けた時、編集長から「硬め」ではなく「軟らかめ」というご指示をいただいた。では、超「軟らかめ」な拙い文を一読願います（だが、井形は超「真面目」に書くつもりです）。さてさて、皆さん、「世界最強」といえば何を想定しますか？もちろん、格闘技ですよね（論の展開が勝手すぎるか！！）。講義等でも自己紹介していますが、私はかなりの格闘技好きです。それも小学校から中学校に上がる時点で、「ブルース・リー」というとんでもない人物に映画で出会いました（映画公開時には残念ながら彼は死去していました）。その後、中・高・大学へと進む間から現在に至るまでまだ格闘技（カンフー、カラテ、プロレス、キック、ボクシング、柔道、柔術、等々・・・）を、テレビ・映画、実際のリングで見るのは大好きです。ただし、私はやりません。やっていれば、メタボは解消していますね。

さて、諸君、「世界最強の格闘技は何か？」という疑問を一度ぐらい考えたことや、実際に格闘技をやっている友人たちと話をした経験ありませんか（特に「男子諸君」）。もちろん、私なりにも見解はあるのですが、ここではその議論・主張は省きます。

一方、多くの諸君はまだ学生であるため、就労経験は無いですが、少なくとも社会では「格闘技」や、いわゆる「ケンカ」の強弱を測られ、評されることはず無いです。こんなことを書けば、ビジネス法学科の諸君には、「法秩序の社会で暴力は許されない」＝当たり前と一笑されますが…。

しかし、いずれの業界・分野でも「強い人・取っ組み合いのないケンカに勝つ人」はいます。彼ら・彼女らはなぜ強いのでしょうか？一言でいうと、本タイトルにある「一生懸命仕事をする人」といえます。私は、よく古くからいわれる言葉で、「労働が人間をつくる」、「職業に貴賤なし」の通り、仕事の内容に関係なく、ただ一生懸命に仕事に尽くす人こそ偉大で、また帰属先の会社だけでなく、「社会」そのものを動かせる強い人と認識しています。私が最初に配属した大学の先輩教員は、次のように言われました。「井形、研究も大事やが、研究以外の大学の仕事も一生懸命やれ。お前はいちいち理屈が多すぎる」と。

ここからが私の仮説です。私は、一生懸命に仕事をする人は社会の求めている人と考えます。また、経営学部生全員が社会でそのように評価されることを願っています。ですが、「一生懸命に仕事をする人」は、どうも次の3タイプあるのではないかと考えるのであります。

- ① スポーツマン ② 武道家 ③ プロレスラー (次ページへ続く)



おいおい、井形、何言い出すねん！！と、思わず最後まで「引かず」聞いてください。少し、紙幅の関係上、やや説明も略すことになるのも懸念しています。なお、女子の皆さん、ここで申し訳ないですが、スポーツマンにはウーマンも含めますし、プロレスラーも女子プロレスラーを含みます。これを図示すると、次のようになります。

(表)「一生懸命に仕事をする人」の3タイプ

| | スポーツマン | 武道家 | プロレスラー |
|----------|------------|-------------|------------|
| ①勝負の決 | ルールに則する | 当人同士のみで決定 | あらかじめ決めておく |
| ②観客の目 | 多少重要 | 重要でない | 非常に重要 |
| ③負傷・ケガ | 場合によって可 | 気にならない | 極力避ける |
| ④目標 | (客観的) 記録 | (主観的) 理念・理想 | ビジネス |
| ⑤八百長 | たまにある | ない | 絶対に無い |
| ⑥人のアドバイス | よく聞く | 聞かない | 場合によっては聞く |
| ⑦自身の格好 | たまに気にする | 気にしない | 常に気にする |
| ⑧金銭的利益 | トップのみ気にする | 蓄財に興味ない | 全員本気で追い求める |
| ⑨困難があれば | 回りにアピール | 一人抱え込む | ないように装う |
| ⑩資質 | 誰でもなれる | 一部しかなれない | 通常リクルートされる |
| ⑪規則 | 決められたものは守る | 自分が決める | いつでも変更できる |
| ⑫倒すべき敵 | 決まっている | ある日突然現れる | 敵は基本いない |
| ⑬打たれ強さ | 比較的弱い | 比較的強い | 非常に強い |
| ⑭普段の性格 | 比較的明朗 | 比較的根暗 | 超・明朗 |

これを著名な経営者に例えると、スポーツマンは我らの大先輩である高田明氏、武道家は松下幸之助氏、本田宗一郎氏、そしてプロレスラーは中内功氏、坪内寿夫氏がそれらのタイプに当たりますか？では、最強はどの方でしょうか。格闘技系のスポーツマンも強いですがルールが異なれば戦いません。武道家も強いですが、「最強」を目指されるのはほんの一部です。プロレスラーもかなり強いですが、継続的ビジネスをするうえで「本気」の戦いはできません。実際は、小説でもない限り、「最強」決定は困難と思われます。

つまり、上記3者はいずれも社会で「一生懸命に仕事をする人」のタイプです。我々は、どこに属するのでしょうか。もしくは、どのタイプになれば良いでしょうか？答えは、どのタイプにもなれること、もしくは自分の出会う場面によって、この3者のどれかに都合よく・柔軟になるべきと考えられます。また、対する相手のタイプが認識できればそれに則した対応を行えば良いといえます。要は、我々は大学で一生懸命学び、会社や社会に出てからは、一生懸命仕事をすることが肝要です。そして、同じように一生懸命仕事をする人と出会えば、その方が上記のいずれのタイプかを見極めつつ、その相手（達）と「対決・協調・服従」しながら（裏切りもあり）、相手の弱点を長時間かけ識別しつつ、タイミングを計らって倒し、結果的に自らが「世界最強」になる、ということに尽きるのでしょうか。

以上

(参考文献)

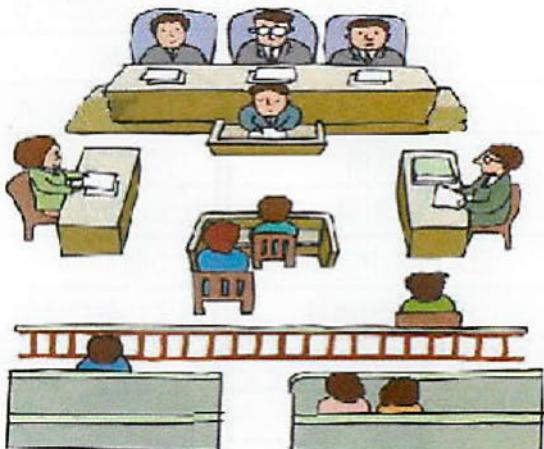
- ・夢枕 猛(2008)『東天の獅子』双葉社。
- ・夢枕 猛(1985-連載中)『餓狼伝』双葉ノベルズ。
- ・夢枕 猛(1985-2014)『獅子の門』光文社。

平成 25 年度 堀竹ゼミ(2年演習Ⅰ・特別演習)裁判傍聴記

大阪経済大学 経営学部
ビジネス法学科 准教授
堀竹 学 (ほりたけ まなぶ)

研究テーマ：民法

昨年度の 2 年生ゼミ（演習Ⅰおよび特別演習）の最終講義（平成 26 年 1 月 22 日水曜日）において、大阪高等裁判所・大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所を訪問して、民事裁判および刑事裁判を傍聴してきました。全ゼミ生が一つの法廷に入りきることが容易でなく、また時間も 2 時間ほどと限られていきましたので、数名ずつに分かれて傍聴してもらいました。ゼミ内容は民事法なのですが、数グループに分かれている関係もあり、民事裁判だけでなく、刑事裁判を傍聴したグループもありました。



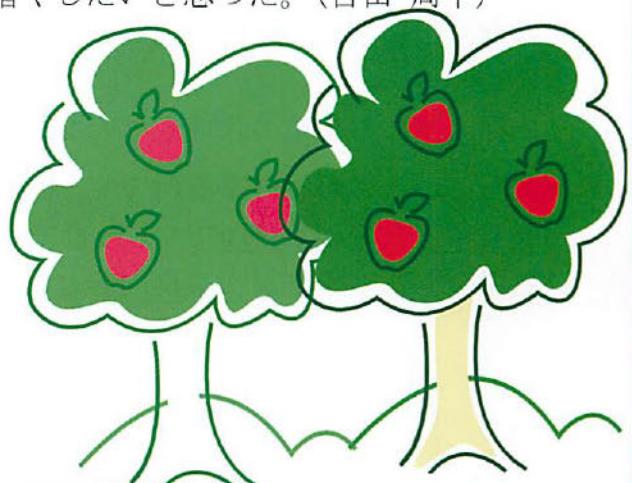
昨年度の我々のゼミでは、9 月から 1 月までの秋学期、民法（物権）のうち、不動産物権変動と抵当権に基づく物上代位について、事例問題をゼミ生全員で討論してきました。しかし、教室設例を民法理論に依拠してのみ議論するのとは異なり、実際の裁判を目の当たりにするのでは、ゼミ生の法律に対する考え方へ変化があったようです。3 年生になり、今年度春学期は、ゼミ生の希望により民事訴訟法（特には弁論主義）を対象にゼミの討論をしていますが、昨年度の裁判傍聴が民事訴訟法学の理解に生かされていると感じます。

このように、講義時間中に、大阪高等裁判所・大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所まで訪問できたのは、演習Ⅰ・特別演習と 2 コマ続けてのゼミができるようになった経営学部のカリキュラム変更（平成 25 年度以降）のおかげだと思います。（次ページへ続く）



実際に裁判を見たセミ生の感想

- 人が人を裁く瞬間を目の当たりにして胸が締め付けられるような思いになりました。
(明瀬 駿平)
- 初めて裁判を傍聴しましたが、非常に空気がはりつめていて恐怖を感じました。(岩本 一馬)
- 初めて裁判を見て勉強になりました(大窪 純果)
- 被告人との距離が近く緊迫感がありました。(大林 紗季)
- 殴ると執行猶予1年、悪い事はしたら罪重いと思いました。(掃部 有哉)
- 張り詰めた空気で緊張感が感じられた(北口 貴亮)
- 空気がとても重く恐怖を感じましたけれどもまた機会があれば傍聴したいと思います。
(笹井 風花)
- 裁判を初めて見たけど意外と楽しめました。(末次 央昂)
- 裁判を実際に傍聴することで座学では身につかないようなことがたくさんあった。ぜひ・また足を運びたい。(田中 瑞星)
- 実際に観た裁判は想像していたより緊迫していて重い感じでした。(土岐 哲史)
- 警察官と弁護士の専門家同士の戦いに圧倒されました。(富家 香代子)
- 裁判はドラマなどでしか見たことがなかったが、実際に行ってみると全く違った印象を受けた。
(永田 宏樹)
- 初めての裁判をみて裁判の雰囲気に飲まれそうなくらい緊迫していました。(中畠 佳祐)
- 傍聴できると聞いて裁判所を訪問したのですが、緊張感が伝わって私自身も緊張感がもてました。(野田 耕平)
- 静かな雰囲気の中、一人ずつ話すので神聖な感じがしました。(野住 誠二)
- 空気が張り詰めていて緊張しました。被告人との距離が近く恐怖を感じました。(花岡 遥)
- 裁判中は緊張感があり、息が詰まるほどでした。法律を今よりも勉強してより理解を深めたいと思いました。(馬場 奈瑠美)
- 裁判を近くで見られて良かったです。法律をもっと勉強しようと思いました。(玄 泰守)
- ドラマ等で裁判を見たことはありましたが、実際に見た裁判は今まで味わったことのない空気で、終始緊迫状態でした。(廣岡 新之助)
- 実際に裁判を見に行くのと行かないのでは裁判の見方が変わって、いい経験ができたと思いました。(牧野 僅介)
- 裁判の緊張感、空気を肌で感じることができました。(杵谷 健詞)
- 判決を聞いた時、人の人生は簡単に終わってしまうと感じました。(三島 正裕)
- 裁判の内容を少しでも理解出来るように法律の知識を増やしたいと思った。(吉田 周平)



特許の仕組みと特許事務所の役割

大阪経済大学 経営学部
ビジネス法学科 准教授
眞島 宏明 (まじま ひろあき)

研究テーマ：知的財産法、特許
商標、著作権



■特許の仕組み

みなさんは「特許」や「知的財産」についてどの程度、知っているでしょうか。

知的財産とは、特許・商標登録・著作権などの総称で、その中で最も重要視されているのが特許です。そして、この特許とは、画期的な技術的アイデア（発明）に与えられる権利であり、この特許権を取得すると、その技術を使った製品の製造・販売を独占できるようになります。このため、製品の研究開発を行っているようなメーカーは、日々生み出される新技術や、改良品などについて次々と特許出願を行い、特許権の確保に努めています。

特許権は独占権ですから、権利を持っている企業にとって、ビジネス上これほど強力な武器はありません。現代のビジネス社会において、知的財産戦略が重要視されているのはこういう理由です。

■特許事務所の役割

ところで、特許権を取得するためには、特許庁に申請（特許出願）し、審査を受ける必要があります。すべての特許出願に特許が認められるわけではありません。特許庁の審査官は、特許出願に記載された発明内容を読み、世界的に見て新しいか（新規性）、画期的な進歩が認められるか（進歩性）などを厳しく審査しています。そして、特許庁の審査をパスして最終的に特許権が与えられるのは特許出願全体の約 50%です。

審査をうまくパスするかどうか、また特許権が与えられたとして、その権利範囲はどこまで認められるかなどは、元々どの程度優れた発明内容であるかが大きな要因になりますが、実はそれだけではなく出願書類の発明を説明するための文章の書き方によっても左右されます。

出願人である企業の代理人として、この出願書類の文章を作成するのが弁理士であり、弁理士が経営しているのが特許事務所です。特許庁は特許を審査する国の機関ですが、特許事務所は弁理士が経営する民間の事務所です。最近では、特許事務所ではなく知的財産事務所などの名称を付けている場合もありますが、業務内容としては同じです。（次ページへ続く）

特許事務所は全国に4千以上あります。ひと言で特許事務所といつても取り扱う専門分野やその規模は様々です。たとえば、病院にしても内科、外科、耳鼻科…など専門分野はいろいろで、その規模も町の小さな病院から大きな総合病院まであります。規模は小さくとも、非常に丁寧で優秀な診断・治療を行う病院がたくさんあります。



特許事務所もこれと同様であり、取り扱う特許の技術分野は、電気分野・機会分野・コンピュータ分野・化学分野などに区分されます。また特許事務所の規模も、弁理士・スタッフを含めて2~3名の小規模事務所、10名前後から数十名の中規模事務所、100名を超える大規模事務所まであります。

■特許事務所紹介

特許事務所の中の一つで、地下鉄・御堂筋線の江坂駅前にある古谷（ふるたに）国際特許事務所を皆さんにご紹介しましょう。古谷国際特許事務所は、弁理士2名と各部門の専門スタッフを含む中規模の特許事務所です。そして、取り扱い分野は主にコンピュータに関連する特許です。

所長の古谷栄男弁理士はコンピュータ特許の第一人者であり、約30年の弁理士経験を有しています。特許出願などの依頼者には、日本を代表する大手メーカーも数多く含まれております、専門分野に特化した少数精鋭の事務所です。

事務所の業務としては、特許出願や商標登録出願などを行い権利取得に向けて特許庁と種々のやり取りも行いますが、企業の研究開発について特許的な視点からアドバイスしたり、企業内研修の実施なども積極的に行ってています。また、特許のシステムは国ごとですから、出願人である企業が日本だけでなく外国での特許権の取得も望む場合は、海外に向けた特許業務も行います。

古谷弁理士の仕事のモットーは、「自分も楽しく、依頼人も楽しく」だそうです。仕事の中で生じる、あらゆる状況を楽しみながら前に進むということです。

特許・知的財産の領域は極めて専門性が高く特殊な世界ですが、ビジネス社会をある意味で根底から支える役割を担っています。



古谷栄男弁理士

若いみなさんに向けて



ペンネーム K. Mさん

私は長く働いてきてそれなりの経験を積んでいますので、私の経験から若い皆さんに伝えたいことを書き記したいと思います。私は大学教員になる前は、会社に勤務していました。会社経験の方が教員経験よりもずっと長い人生を送っていました。そういうことから、これから会社生活に入っていく皆さんの参考になるのではないかと考えています。

皆さんが会社に入っていくと、そこでは「考える力」が重要になります。会社は皆さんに、自分の頭で考え自転していける人材に早く育って、会社に貢献してくれることを期待しているのです。いつまでも上司の指示がなければ動けないという人は、会社ではやっていけません。それで、会社は、就職の面接でも、「考える力」があるのかということを、いろんな方向からの質問を投げかけることにより、判断しようとしているわけです。もちろん、会社以外でも「考える力」は重要です。自分はどのような人生を過ごしたいのか、そのために今何をなすべきなのかということを考えるのは、人生のどのステージでも重要なことです。

そういうことで、私は、大学で「考える力」を養成することが重要と考えています。皆さんも、是非、考えるということを重視していただきたいと思います。「考える力」は大学生の間に身につけないと、会社に入ってからでは、時間的、精神的余裕が少なくなり、日々の多忙な業務に流され、自分の頭で考えるということが無くなってしまいます。考える訓練をするのは今なのです。このような考えにより、私の授業では、皆さんに質問をして考えていただくということを重視しています。あてられても嫌がらずに、自分の頭で考えて回答していただきたいと思います。

「考える力」養成と並んで重要なのは、専門知識の習得です。皆さんの場合は、ビジネス法務の専門知識ということになります。ビジネスは、当然のことながら、ビジネス法を守りながら行います。もしビジネス法に従わずにビジネスを行えば、悲惨な結果を招きます。そのような会社は存続できないのです。日経新聞によれば、ベンチャー企業においてもビジネス法務の重要性が認識され、法務人材の増強が進んでいると報道されています。これまで、ベンチャー企業では、資金的、人材的に余裕がなく、法務については対応が十分ではありませんでした。その結果、法務問題で多くのベンチャー企業が倒産していき、ビジネス法務の重要性が再認識されているとのことです。すなわち、現在では、すべての企業で法務が重要になってきています。このようにビジネス法務の重要性がさらに高まっていますので、皆さんは大阪経済大学でビジネス法務の基礎をしっかりと固めるようにしてください。そうすれば、皆さんの歩む道が開けていくと思います。

しかも、卒業した後も研鑽を継続していくください。ここが重要ですので、よく覚えておいてください。会社に入った後、大学生活4年間の10倍程にあたる約40年間働くことになります。大学卒業後も研鑽を継続するかしないかで、40年後に大きな差が生じます。皆さんには、大学で築いた基礎の上に、実際のビジネスの場でも常に法務を意識し、「考える力」を駆使して、研鑽を継続して実りある人生を送っていただきたいと思います。

平成 26 年度 「経営と法の融合」講義のご案内

興味・ご関心のあるテーマがございましたら、是非ご臨席くださいますようご案内します。

参加を希望される方は、事前にご連絡ください。

時 限: 金曜日6限(18時~19時30分) 教 室: 大隅キャンパス B-32教室 (この教室に変更されました)

申込先: 経営学部副学部長・吉野忠男 連絡先: tyoshino@osaka-ue.ac.jp 06-6328-231(代)

| 前期 | 月 日 | 所属・肩書き | 担当者 | テーマ |
|-----|------------|--------------|---------|----------------------------|
| 1回 | 4月 11日 (金) | ビジネス法学科・教授 | 北村 實 | 「ビジネスにおける信頼と合意・契約成立を巡って」 |
| 2回 | 4月 18日 (金) | ビジネス法学科・教授 | 木村 俊郎 | 「民法はなぜビジネス法か・その歴史と編成」 |
| 3回 | 4月 25日 (金) | 経営学科・教授 | 三浦 徹志 | 「企業価値重視の考え方と管理会計情報」 |
| 4回 | 5月 2日 (金) | ビジネス法学科・専任講師 | 四條 北斗 | 「企業の営業秘密の刑法的保護」 |
| 5回 | 5月 9日 (金) | 経営学科・教授 | 江島 由裕 | 「中小企業の潜在力:たかが中小企業、されど中小企業」 |
| 6回 | 5月 16日 (金) | 経営学科・教授 | 太田 一樹 | 「売れる仕組み作り:マーケティング・マネジメント」 |
| 7回 | 5月 23日 (金) | 経営学科・専任講師 | 足代 訓史 | 「儲ける仕組みの正当性:ビジネスモデルと法・規範」 |
| 8回 | 5月 30日 (金) | 経営学科・准教授 | 増村 紀子 | 「会計情報と将来業績の関連性」 |
| 9回 | 6月 6日 (金) | ビジネス法学科・専任講師 | 高橋 英 | 「福沢諭吉『学問のすすめ』を読んで法律を考える」 |
| 10回 | 6月 13日 (金) | 経営学科・専任講師 | 高原 龍二 | 「コンプライアンスにアンケートは役立つか?」 |
| 11回 | 6月 20日 (金) | ビジネス法学科・准教授 | 藤嶋 肇 | 「ガバナンスにおける株主総会の役割」 |
| 12回 | 6月 27日 (金) | 経営学科・専任講師 | 張又心バーバラ | 「国際経営とリスクマネジメント」 |
| 13回 | 7月 4日 (金) | ビジネス法学科・専任講師 | 伊藤 公哉 | 「多国籍企業と租税回避の問題」 |
| 14回 | 7月 11日 (金) | 経営学科・准教授 | 伊藤 正之 | 「金融における信用と情報」 |
| 15回 | 7月 18日 (金) | 経営学科・教授 | 田中 健吾 | 「職場組織の変容と産業保健心理学」 |

| 後期 | 月 日 | 所属・肩書き | 担当者 | テーマ |
|-----|-------------|--------------|-------|---------------------------|
| 1回 | 9月 26日 (金) | ビジネス法学科・教授 | 井形 浩治 | 「経営学と法学の分岐と一致」 |
| 2回 | 10月 3日 (金) | ビジネス法学科・准教授 | 黒田 尚樹 | 「経営破綻と債権者の競合」 |
| 3回 | 10月 10日 (金) | 経営学科・准教授 | 林田 修 | 「契約、インセンティブ、所有権」 |
| 4回 | 10月 17日 (金) | ビジネス法学科・准教授 | 真島 宏明 | 「ビジネス法としての知的財産法」 |
| 5回 | 10月 24日 (金) | 経営学科・准教授 | 三島 重顕 | 「部下を注意・指導する際に留意すべきこと」 |
| 6回 | 10月 31日 (金) | 経営学科・准教授 | 本間 利通 | 「組織行動論とコストベネフィット」 |
| 7回 | 11月 7日 (金) | 経営学科・准教授 | 遠藤 智文 | 「グローバル化時代における日本中小製造企業」 |
| 8回 | 11月 14日 (金) | ビジネス法学科・専任講師 | 古賀 敬作 | 「租税法の複眼思考 -民商法との関係の基礎理解-」 |
| 9回 | 11月 28日 (金) | 経営学科・教授 | 本田 良巳 | 「我が国における国際会計基準の導入に向けて」 |
| 10回 | 12月 5日 (金) | ビジネス法学科・准教授 | 堀竹 学 | 「危険負担制度の経済分析」 |
| 11回 | 12月 12日 (金) | 経営学科・教授 | 後藤 一郎 | 「優越的地位の濫用」 |
| 12回 | 12月 19日 (金) | ビジネス法学科・専任講師 | 橋谷 聰一 | 「不動産投資ビジネスと法」 |
| 13回 | 1月 9日 (金) | 経営学科・准教授 | 尾身 祐介 | 「M&Aの意義と関連法制」 |
| 14回 | 1月 16日 (金) | ビジネス法学科・教授 | 栗城 利明 | 「カルテル・談合と独占禁止法」 |
| 15回 | 1月 23日 (金) | 経営学科・専任講師 | 栗田 聰子 | 「メディアと倫理」 |

～編集後記～

とある編集員たちの向上記録

時が経つのは早く、もう4年生です。後任のフレッシュ編集員を見て若いっていいなあと思うようになりました(笑)さて、今回は私がビジネス法学科で学び面白かった講義を少し紹介します。それは刑法です。なぜこれが無罪なんだ!という感情が湧き出る内容が多いですが、自分が感情任せに生きている事実がよくわかる機会でもあります。刑法は面白い事件も多いので興味があったら履修してみてください。たぬき・むじなは有名ですね。

(経営学部ビジネス法学科4年 平井 志歩)



急な執筆依頼・写真撮影等を引き受けてくださった先生方、本当にありがとうございました。私は編集員として今回初めて参加させていただきましたが、主にレイアウト担当として、他にも多くの仕事を引き受けることができました。些細なことでも多くの先生方と直接お話しをする機会が増えたため、こちらの仕事を紹介してくださった堀竹先生には、貴重な経験を与えてくださったと感謝しています。ビジネス法学科ジャーナルを気軽に多くの人に読んでもらえたらなと思い、これからも頑張っていきたいです!!

(経営学部ビジネス法学科2年 京山 恵里香)

私は、今回初めて編集員をさせていただきました。初めてということで知識が無いながら手探りで活動することは大変でしたが、楽しかったです。そして先生方との交流が増え、応援して下さる方、協力して下さる方が沢山居て、とても良い経験となりました。法律は沢山ありますが、頭の片隅に覚えておくだけでも自分の役に立つことが沢山あります。これから始まるゼミや、講義で積極的に参加し学び、更に理解を深めていきたいと思います!



法律に対して難しいというイメージがありましたが、勉強してみれば意外と面白いものなので、これからも楽しく法律を楽しんでいきます。

(経営学部ビジネス法学科2年 松尾 菜奈望)



こんにちは。2回生の本田です。今回から編集に参加させて頂いてます。実は編集に参加させてもらうまでビジネス法学科なのにジャーナルのことを知らなかったんですよね。でも読み進むと面白いんです。なるほど!と思うことが多くとても勉強になります。

(経営学部ビジネス法学科2年 本田 智紘)

